

生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）

◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）

※同一年で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録されている方は、登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

◆対象となる活動

お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動等への参加など

《取消しの要件》

ア) 矢板市外へ転出したとき

イ) 矢板市介護保険第1号被保険者で無くなったとき（死亡を含む）

ウ) 本人から、登録抹消の申し出があったとき

エ) 故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき

オ) 不正な行為を行ったと認められるとき

※手続の方法

にこにこメイト活動登録後に、ア)～ウ)に該当した場合は、速やかに「にこにこメイト活動手帳」を返還してください。

エ)～オ)に該当した場合は、登録者に通知いたします。